牛久市文化観光公園牛久シャトー
指定管理者募集要項

令和８年１０月

牛久市　シャトー再生推進課

目　次

指定管理者の募集について 3

Ⅰ．施設の概要 4

Ⅱ．指定管理業務について 6

Ⅲ．指定管理者の業務にかかる経費 １０

Ⅳ．指定管理者の取消し等の措置について １１

Ⅴ．申請について １２

Ⅵ．指定管理者の選定 １５

Ⅶ．指定管理者の指定後の手続 １６

Ⅷ．留意事項 １８

Ⅸ．問合せ先 １８

指定管理者の募集について

牛久市文化観光公園牛久シャトー（以下「牛久シャトー」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項及び牛久市文化観光公園牛久シャトーの設置及び管理に関する条例（令和７年条例第３３号。以下「条例」という。）第６条の規定により、令和９年４月１日からの運営に向けて、以下のとおり限定公募により指定管理者の候補者を募集します。

１．施設の名称及び所在地

（１）名　称　：　牛久市文化観光公園牛久シャトー

（２）所在地　：　茨城県牛久市中央３丁目２０番地１

２．募集方法について

牛久シャトーの管理は、条例第６条の規定により「牛久市が出資する法人であって、市長が指定するもの」が行うものとされており、指定管理者となり得る法人が限定されています。このため、本件は、応募者の資格を市が出資する法人に限定した公募（以下「限定公募」という。）により募集を行います。

【募集方法を限定公募とした理由】

① 条例第６条の規定により、指定管理者となり得る法人が市の出資する法人に限定されていること。

② 指定管理制度の導入は、牛久市の事業再生計画に示した方針に則るものであること。

③ 選定にあたっては指定管理団体としての適切性はもとより、牛久市出資法人の今後の経営改善計画を踏まえた事業・財務計画の適切性をもって判断することが肝要であること。

以上の理由から、限定公募により募集を行い、選定は庁内選定委員会における審査により行います。

Ⅰ．施設の概要

１．目的

牛久市を代表する歴史的建造物である国指定重要文化財シャトーカミヤ旧醸造場施設を保全し、及び活用することにより、文化観光を推進するとともに、市民に休息又は散策などの憩いの場を提供する。

２．設置根拠

牛久市文化観光公園牛久シャトーの設置及び管理に関する条例

３．土地・施設等の内容

（１）土地面積　６５，４２９．８０㎡　建物面積　５，１２８．７７㎡

（２）牛久シャトーは明治期の実業家、神谷傳兵衛が 1903 年（明治 36 年）に建てた日本初の本格的なワイン醸造場「牛久醸造場」の建物群を今に残す施設です。当時の壮麗な姿のまま今も建ち続ける牛久醸造場の事務室・醗酵室・貯蔵庫は、明治中期の煉瓦造建築としての歴史的価値の高さと産業技術史上の重要性、また明治期の意匠の資料としても価値が高いとして国の重要文化財に指定されています。現在は、醗酵室が神谷傳兵衛記念館として見学することができます。他に敷地内には、スーベニアショップ、チャペル、テラス・ドゥ・オエノン等複数の建物が存在しています。また緑も多く、ブドウの栽培がされています。

土地	地番	面積
	茨城県牛久市中央三丁目２０番地１	４，４６５．４７㎡
	茨城県牛久市中央三丁目２０番地２	３，３２７．０８㎡
	茨城県牛久市中央三丁目２０番地３	３０９．４６㎡
	茨城県牛久市中央三丁目２０番地４	４２，３７６．５５㎡
	茨城県牛久市中央三丁目２０番地５	３４５．０１㎡
	茨城県牛久市中央三丁目２０番地６	１５０．３９㎡
	茨城県牛久市中央三丁目２０番地７	６６．０１㎡
	茨城県牛久市中央三丁目２０番地９	１４３．７５㎡
	茨城県牛久市中央三丁目２０番地１０	１７８．０４㎡
	茨城県牛久市中央三丁目２０番地１１	１７８．０４㎡
	茨城県牛久市中央四丁目５番地１	８４１７．００㎡
	茨城県牛久市中央四丁目５番地５	８８９．００㎡
	茨城県牛久市中央四丁目５番地６	４０８６．００㎡

建物	建物名（構造）	面積
	本館 （煉瓦造亜鉛メッキ鋼板葺２階建）	１階　２７０．９１㎡ ２階　３０５．６７㎡
	レストランキャノン・ 神谷傳兵衛記念館 （煉瓦造亜鉛メッキ鋼板葺地下１階付 ２階建）	１階１，１５６．２８㎡ ２階　４８３．３８㎡ 地下１階６５８．５０㎡
	スーベニアショップ （鉄筋コンクリート造スレート葺２階建）	１階　３８８．４８㎡ ２階　１２５．１７㎡
	チャペル （鉄筋コンクリート造スレート葺２階建）	１階　１３９．７５㎡ ２階　６４．０２㎡
	バーベキュー売店 （木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建）	２８．９８㎡
	ブルワリー前売店 （木造スレート葺平屋建）	９．９９㎡
	ブルワリー （鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺き平屋建）	２４１．６８㎡
	事務所・セントラルキッチン （鉄骨造アルミニウム板葺平屋建）	４８６．４２㎡
	テラス・ドゥ・オエノン （鉄筋コンクリート・鉄骨造平屋建）	５１４．５４㎡
	ガラステラス （軽量鉄骨造亜鉛メッキ葺平屋建）	９６．００㎡
	オエノンミュージアム （木造、一部軽量鉄骨造）	６０９．３２㎡

Ⅱ．指定管理業務について

１．指定管理予定期間

令和９年４月１日～令和１４年３月３１日（５年間）

指定管理期間については、議会の議決後に正式に決定いたします。また、指定管理者の取消等の措置がされた場合、変更となることがあります。

２．指定管理者が行う業務

指定管理者は、条例第５条に規定されたもののうち、以下の業務を行います。詳細については『指定管理者の業務の内容及び実施基準』をご参照下さい。事業計画書には、施設管理について法令で基準が示されているものの他は、管理運営の基本方針を踏まえて、申請者の創意工夫により効果的な事業を提案して下さい。

なお、指定管理者は管理に係る業務を一括して第三者へ委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については牛久市と協議の上、委託することができます。

(1)　牛久シャトーの施設及び設備の維持管理に関する業務
(2)　市民に憩いの場を提供するため園内の維持を図る業務
(3)　牛久シャトーに関する資料の展示に関する業務
(4)　歴史教育及び文化振興に関する業務
(5)　ワイン文化の保全に関する業務
(6)　文化観光及び地域振興のためのサービスの提供に関する業務
(7)　牛久シャトーの開園時間及び休園日の臨時の変更に関する業務
(8)　牛久シャトーの施設の利用の許可及び利用の許可の取消し等に関する業務
(9)　第２０条で定める利用料金の徴収に関する業務
(10)　前各号に掲げるもののほか、市長が牛久シャトーの管理上必要と認める業務

３．指定管理者が行う管理の基準

管理運営を行うに当たっての基本的な事項は以下のとおりです。

（１）休園日

牛久シャトーの休園日は、次に掲げるとおりです。

①１月１日及び１２月３１日

※指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開園し、または休園することができます。

（２）開園時間

牛久シャトーの開園時間は、次に掲げるとおりです。

①午前８時３０分から午後９時３０分まで

※指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更する

ことができます。

（３）関係法令等の遵守

指定管理者は、牛久シャトーの管理運営を行うに当り、関係する法令・条例等の内容を理解し、遵守する必要があります。

（４）個人情報の取扱い

指定管理業務を通じて取得した個人情報について、その取扱に十分留意し、保護を図るために、別途締結する協定において必要な措置を講ずるものとします。

（５）情報公開

指定管理業務を通じて取り扱う文書（電子データ、写真等を含む）の情報公開について、別途締結する協定において必要な措置を講ずるものとします。

（６）環境への配慮

指定管理業務を進めるに当たり、省資源・省エネルギー・資源のリサイクル・グリーン購入等について積極的に取り組んでいただきます。また、廃棄物の適正な管理に努めていただきます。

（７）文書保管

指定管理者として作成・収受した文書は、牛久市公文書に準じて取り扱うこととなります。また、指定期間満了後は牛久市に文書を引継ぐことになります。

（８）経理及び管理口座

指定管理者は、指定管理対象の施設の管理に係る経理について、他の業務に係るものと区分して経理して下さい。

（９）牛久市役所に準じた施設運営

上記（４）～（７）においては、牛久市役所で全庁的に取組んでいる業務に指定管理者も協力いただきます。

４．指定管理者と牛久市との責任分担

指定管理者と牛久市との責任分担については、次のとおりとします。

ただし、表中に定める事項に疑義のある場合、また定めがない事項については、指定管理者と牛久市とで協議して定めます。

（表　指定管理業務における指定管理者と牛久市との責任分担）

区分	項目		指定管理者	牛久市
園内施設・設備	運営管理	苦情対応、利用促進、個人情報保護等	○	
	維持管理	清掃・保守点検・法定点検・安全衛生・警備	○	
		光熱水費・燃料費・消耗品	○	
		植栽管理・除草等	○	
	修繕	小破修繕（１件２０万円未満・日常／原状回復）	○	
		基準額以上の修繕		○
		大規模修繕・資本的支出・構造耐力上主要部分		○
		管理懈怠・故意過失による損傷の修繕	○（金額問わず）	
	新規設置			○
文化財	建造物本体の現状変更			○
	建造物本体の損傷		○（管理瑕疵によるもの）	○（管理瑕疵によらないもの）
	日常維持管理の範囲内の行為		○	
	展示物・資料・醸造用具等の損傷		○（管理瑕疵によるもの）	○（管理瑕疵によらないもの）
備品※１	新規購入	１件２０万円未満	○	
		基準額以上の購入		○
	更新			○
	修繕	１件２０万円未満	○	
		基準額以上の修繕		○
行事の企画運営	企画、運営、参加費等の徴収		○	
制度関連	法令の変更	管理業務に直接関係する法令の制定，改正等によるもの		○
		上記以外の一般的な法令の制定，改正等によるもの	○	
	税制の変更	管理業務に直接影響を及ぼす新税の創設，税制改正等によるもの		○
		上記以外の一般的な新税の創設，税制改正等によるもの	○	

物価変動	指定管理者が指定申請時に積算した物価変動に伴う経費の増減	○	
金利変動	指定管理者が指定申請時に積算した金利変動に伴う経費の増減	○	
利用者数、使用料の変動	指定管理者が指定申請時に積算した利用者数やエネルギー使用料等の変動に伴う経費の増減	○	
災害時等対応※２	待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置	○	（指示等）
災害等による施設の復旧工事	暴風、豪雨、洪水、地震、火災、争乱、暴動、その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象等に伴う施設修繕・改築等の実施		○
施設火災保険	市有施設		○
建物等賃貸借		○（指定管理対象施設以外）	○（指定管理対象施設）
防火管理責任者の選任、届出		○	
包括的管理責任			○

※１　指定管理対象物件の所有者が所有する備品についてはこの限りではありません。このほか、備品の帰属については本資料「Ⅲ．指定管理者の業務にかかる経費」中、「４．事業からの収入」も併せて確認してください。

※２　指定管理者は、使用者の被災に対する第一次的責任を有し、施設又は使用者に損害（被災）があった場合は、迅速かつ適切に対応し、被害の拡大防止に努めるとともに、直ちにシャトー再生推進課（主管課）に報告する義務を負います。

Ⅲ．指定管理者の業務にかかる経費

１．指定管理業務にかかる経費

申請にかかる事業計画においては、年度ごとの収支計画を作成していただきます。経費については、人件費、光熱水費、設備保守点検費等の施設運営管理費、環境調査費、環境管理費、普及活動費など、施設運営・管理に必要な一切のものとします。事業効果や利用者へのサービスの向上を図るとともに、管理経費の節減や事業による収入の増加など、経費の面でも効果的な取組を提案して下さい。修繕費は原則として表のとおりとしますが、実施に当たっては、必要に応じて指定管理者と牛久市とで協議を行い実施します。

なお、牛久シャトーの指定管理業務にかかる経費は、牛久市が支払う指定管理料及びその他の収入（指定管理者が事業から得る収益、寄附収入等）をもって充てるものとします。

２．指定管理料

（１）指定管理料の金額

牛久市が支払う指定管理料は、毎年度の予算の範囲内において支払います。毎年度の指定管理料の金額や支払方法等は、指定管理者と牛久市との協議の上、年度毎に協定で定めるものとします。

ただし、年間の指定管理料は支出見込額から収入見込み額を差し引いた以下の額を上限とします。牛久市が算出した令和９年度の指定管理料の上限は、以下のとおりです。下記金額を参考に指定管理期間における物価や金利等の変動リスクも加味し収支予算書等を作成願います。

７９，８２８，０００円（見込）

（２）指定管理料の変更

指定期間中に賃金水準または物価水準の変動により当初合意された指定管理料が極めて不適当となったと認められる場合は、協議を行い金額を変更することとします。

（３）指定管理料の返還

会計年度末において指定管理料に余剰が生じた場合、当初合意した指定管理料を変更し、指定管理者は余剰分を返還することとします。

（４）指定管理料による備品購入とその帰属について

指定管理者は、指定管理業務に必要な備品の購入費を指定管理料に含めることができます。指定管理者が購入した備品は原則指定管理者の所有となりますが、耐用

期間が指定期間に比し著しく長い備品を購入するときは予め牛久市との協議が必要です。

３．利用料金

牛久シャトーでは、入園料は徴収しないものとします。その他、地方自治法第２４４条の２第８項に規定された施設の利用に係る料金「利用料金」は、条例第２０条第２項に規定されている範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めます。

４．事業からの収入

指定管理者は、必要に応じて自主事業*を行うことができます。これらによる収入は、指定管理者の収入とし、その全部若しくは一部を牛久シャトー管理業務の財源に充てるものとします。

*「自主事業」とは、指定管理者が施設の用途または目的を阻害せず，かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、施設の利用促進または利用者のサービス向上を目的として、管理業務以外に自己の費用と責任で行う事業またはその業務。

Ⅳ．指定管理者の取消し等の措置について

指定管理者による管理を継続、または開始することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定の取消し又は業務の一部若しくは全部の停止を命じる場合があります。

１．指定管理者取消の理由

(1) 業務に際し不正行為があったとき
(2) 牛久市に対し虚偽の報告をし、また正当な理由なく報告等を拒んだとき
(3) 指定管理者が協定内容を履行せず、またはこれらに違反したとき
(4) 自らの責めに帰すべき事由により指定管理者から協定締結の解除の申出があったとき
(5) 指定管理者が指定を受け管理代行する他施設において、指定取消を受けたとき
(6) 指定管理者が財務状況等の悪化により事業の履行が確実でないと認められるとき
(7) 社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるとき
(8) その他指定管理者による管理の継続が困難であると認められるとき

２．指定が取り消された場合の賠償

指定管理者の責めに帰すべき理由により指定管理者の指定が取り消され、また業務の一部若しくは全部が停止されたことにより、指定管理者に損害が生じても、牛久市

はその賠償の責めを負いません。

３．不可抗力による場合

不可抗力その他指定管理者の責めに帰すことが出来ない理由により、指定管理者による指定管理業務の継続が困難となった場合には、牛久市と指定管理者で協議を行い、指定管理者の取消しまたは業務の一部若しくは全部の停止を命じることがあります。

この場合において、指定管理者に発生する損失、負担費用は、牛久市と指定管理者との協議により決定します。

Ⅴ．申請について

１．申請者の資格

申請者の資格は、牛久市が出資する法人で文化財の保全及び管理等に関し市内において実績を有するものであって、次のいずれにも該当しないものとします。

① 法律行為を行う能力を有しないもの
② 破産者で復権を得ないもの
③ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの
④ 地方自治法（昭和２２年法律６７号。以下「自治法」という。）第２４４条の２第１１項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの
⑤ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第９２条の２、同法第１４２条（同条を準用する場合を含む。）又は第１８０条の５第６項の規定に抵触することとなるもの
⑥ 国税及び地方税を滞納しているもの若しくは過去に滞納したことがあるもの
⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行うもの。又は暴力団若しくはその構成員並びにその構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にあるもの

２．申請書類

（１）申請書類

①指定管理者指定申請書（様式第５号）
②法人概要書（団体の事業方針・過去の実績等を記載して下さい。様式は添付のものを参考にして下さい。）
③指定の期間内における各年度の事業計画書および収支予算書（様式は添付のものを参考にして下さい。）
④定款の写し
⑤登記事項証明書

⑥当該団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録
⑦前事業年度における事業報告書その他団体の業務内容を明らかにする書面
⑧事業計画に係る人員の配置（様式は添付のものを参考にして下さい。）

（２）提出部数
申請書類一式を計２部（正１部、副１部）提出願います。
上記書類は、別途電子データ（個別データ、一括データ）もＵＳＢメモリに格納して送付すること。

（３）留意事項
①提出された書類に虚偽の記載または不正があった場合は失格とします。
②提出した申請書類の変更については、提出期限まで認めます。
③提出された書類は返却しません。
④提出された書類の著作権は、申請者の帰属となります。ただし、牛久市は指定管理者の決定について公表等の必要な場合は、書類の内容を無償で利用出来るものとします。
⑤申請に関する費用は、すべて申請者の負担となります。
⑥申請書類提出後に辞退する場合は、辞退届を提出して下さい。

３．申請の手続きとスケジュール
（１）募集要項、業務の内容及び実施基準の配付
①配付開始日：令和８年１０月３０日（金）
開庁時間内（土日祝日を除く８時３０分～１７時１５分）
②配付場所　：牛久市役所シャトー再生推進課（牛久シャトー内）

（２）申請書類の受付
①受付期間：令和８年１１月２日（月）～１１月６日（金）
②受付窓口：牛久市役所シャトー再生推進課
③提出方法：申請書類は持参とします。
④提出期限：令和８年１１月６日（金）１７:１５まで
※必ず提出期限を厳守して下さい。提出期限を過ぎたものに関しては、いかなる理由においても、応募の受付をいたしません。なお、提出した申請書類の変更については、提出期限まで認めます。

（３）選定審査・指定結果の通知
①指定管理者候補者の選定は、庁内選定委員会において、書類及びヒアリングにより審査いたします。評価項目、配点及び基準点はあらかじめ公表し、審査の

結果は公表いたします。審査結果につきましては、申請者全員に郵送で通知いたします。
令和８年１１月　９日（月）～１１月１３日（金）（予定）

②指定管理者候補者に選定された団体には、市議会による指定管理者指定の議決後、その結果を郵送にて通知いたします。また指定管理者の指定は、告示するとともにホームページにおいて広報します。
令和８年１２月下旬（予定）

（４）スケジュール

内　容	日　時
募集要項等配付開始	１０月３０日（金）
申請書類の受付	１１月　２日（月）～１１月　６日（金）
審査	１１月　９日（月）～１１月１３日（金）
議会の議決	１２月中旬　※予定
指定の告示	１２月下旬　※予定
協定の締結	令和９年３月下旬まで　※予定
指定管理業務の開始	令和９年４月１日（木）

Ⅵ. 指定管理者の選定

条例第１４条の規定に基づき、下記の選定基準により申請者の中から指定管理者の候補者を選定し、市議会の議決を経た上で候補者を指定管理者として市長が指定します。

１．選定の方法

（１）審査の方法

条例第６条の規定により指定管理者となり得る法人が市の出資する法人に限定されていることから、限定公募により申請を受け付け、庁内選定委員会（以下「選定委員会」という。）における審査を経て指定管理者の候補者を選定し、市議会の議決を経た上で、市長が指定管理者として指定します。

（２）選定委員会の構成

選定委員会は、牛久市の職員で構成し、委員長は部長級職員をもって充てます。なお、必要に応じ、外部の有識者から意見を聴取します。

① 申請書類及び事業計画書等による書類審査並びに申請者からのヒアリングにより審査します。

② 評価項目、配点及び基準点は、あらかじめ募集要項及び牛久市のホームページで公表します。

③ 経営改善計画を踏まえた指定管理業務に係る事業計画の適切性及び指定管理期間中の取組を中心に評価します。

（３）結果の公表

選定の結果（得点、講評及び選定の理由を含む。）は公表します。

２．選定の基準

（１）計画書に基づく牛久シャトーの管理運営が住民の福祉の向上に寄与するとともに利用者の平等な利用を確保できるものであること。

（２）計画書の内容が牛久シャトーの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

（３）計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

３．評価の考え方

（１）住民の福祉を向上させるものであること

①利用者へのサービス向上が考慮されているか

②利用者のニーズを把握する姿勢や仕組みがあるか。またニーズを運営に反映させる意向があるか

③柔軟に取り組む姿勢があるか
④地域への貢献を考慮しているか

（２）利用者の平等利用を確保するものであること
主催行事等には、参加したい方が参加できるように機会が確保されているか

（３）施設の効用を最大限に発揮させるものであること
①設置目的が理解されているか。基本方針は設置目的と整合しているか
②施設の特色を活かしその魅力を高め、質の高いサービスを提供するものとなっているか
③施設利用と、自然環境保全とのバランスがとれた事業計画となっているか

（４）施設の管理にかかる経費の縮減が図られるものであること
①収支計画は妥当か
②経費を縮減するための工夫をしているか
③事業で収入を得る工夫があるか

（５）安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること
①事業計画を実施でき得る人員となっているか
②施設の日常的な管理を行える体制であるか
③市内における実績、類似施設における実績はあるか

（６）その他
①地域と連携する視点があるか
②ボランティアの協力を得て業務を進めていく体制が出来るか
③管理運営上、特に工夫が見られる事項。特徴的な事項

Ⅶ. 指定管理者の指定後の手続

指定管理者の指定後に、牛久市と指定管理者は、指定管理業務の詳細について協議を行い、指定管理期間における基本的事項を定めた基本協定並びに単年度の指定管理料を定める年度協定を締結します。基本協定の内容については必要に応じて見直していきます。なお、協定書に定めのない事項が生じた場合、又はその内容に疑義が生じた場合はその都度協議することとします。

協定書の主な内容
【基本協定】
（１）指定期間に関する事項

（２）行政処分等の権限を含む業務の範囲に関する事項
（３）事業報告及び業務報告に関する事項
（４）市が支払うべき管理費用に関する事項
（５）指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
（６）管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
（７）情報公開に関する事項
（８）責任分担に関する事項
（９）施設・備品の扱いに関する事項
（10）管理業務が困難となった場合の措置及び指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
（11）損害賠償に関する事項
（12）施設等の引継・管理業務の引継に関する事項
（13）その他市長が必要と認める事項

【年度協定】
（１）委託料の額及び支払に関する事項
（２）管理業務の内容に関する事項（単年度の特別な見直しなどある場合）
（３）その他

Ⅷ．留意事項

１．選定の結果は、候補者の名称、審査結果の概要及び講評を公表すること、また提出された書類は情報公開の請求により開示することがありますので、あらかじめご了承の上ご応募下さい。

２．指定管理者は、指定期間開始とともに円滑に業務が開始できるよう、牛久シャトーの管理者から指定期間開始前に引き継ぎを受けること。その場合の費用は指定管理者の負担とする。

　指定期間の終了又は取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、牛久シャトーの運営に支障がないよう、円滑な引き継ぎに協力し、必要なデータ等について提供すること。

３．牛久市は条例第１７条及び第１８条に関連し、施設の管理運営及び公共サービスの提供に関し、市と指定管理者との間で締結した協定書、仕様書及び提案書等に基づき適正かつ確実に管理運営が履行されているかどうかを点検いたします。

Ⅸ．問合せ先

牛久市環境経済部シャトー再生推進課　（担当：青山・小林）
〒３００－１２３４　茨城県牛久市中央３－２０－１（牛久シャトー内）
TEL：０２９－８６９－７０２０
FAX：０２９－８７４－３４４１
E-mail：chateau@city.ushiku.ibaraki.jp